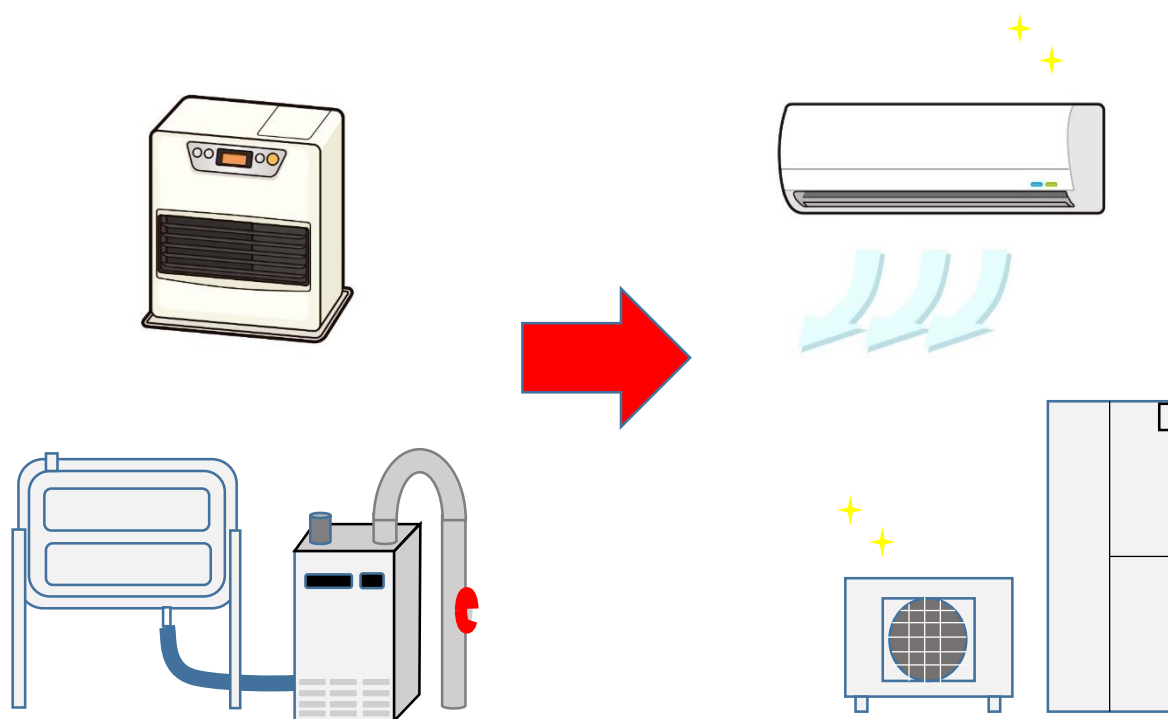




仙台市省エネ空調・給湯転換補助金 申請の手引き (令和7年度版)



提出先・問い合わせ先

仙台市環境局脱炭素政策課

〒980-0802

仙台市青葉区二日町 6 - 1 2 MSビル二日町 5F

TEL : 022-214-8682

開庁日時 平日8時30分～17時15分

1.申請の流れ

申請される方の流れ

事業者による代行申請もできます

申込みの
前に

- ・設備の購入・設置工事等の契約
- ・補助金の要件確認(P2～P4)
- ・撤去する予定の設備の写真撮影
写真の注意点は別紙記載例参照

1 交付申請（書類一式を提出）

必要な書類はP6

書き方は別紙の記載例を参照

R7.12.15
締切※

提出

書類審査

休日を除く
14日以内

通知

補助金
交付決定

工事開始

注意！
工事は通知
を受け取ってから

忘れずに
写真撮影

- ①設備を取り外した後に写真撮影
- ②新しい設備を取付けた後に写真撮影
写真の注意点は別紙記載例参照

工事完了

2 実績報告（書類一式を提出）

必要な書類はP11

書き方は別紙の記載例を参照

R8.1.30
まで

提出

書類審査

通知

補助金
額確定

3 請求書

書き方は別紙記載例を参照

提出

補助金
交付

口座
振込

※予算がなくなった場合、締め切り前に終了となることがあります。

2.申請期間

申請期間

令和7年5月1日から12月15日まで（必着。予算がなくなり次第終了）

※すでに工事を行っている場合は申請できません。

※先着順での審査になります。

※申請を受理してから（書類不備等がなかった場合）14日以内（土日祝日を除く）に審査を行い、交付決定・不交付決定を申請者あてに通知します。

実績報告期限：令和8年1月30日（必着）

3.補助の対象となる設備

①補助対象設備

既に工事に取り掛かっているものは申請できません。

	置き換え前の設備		置き換える設備 (導入設備)	補助上限※
暖房	FF式灯油ストーブ、灯油ファンヒーター、灯油式温水暖房等	→	寒冷地エアコン	30万円
			ヒートポンプ温水暖房	30万円
給湯	灯油給湯器	→	エコキュート	25万円
			ハイブリッド給湯機	25万円
			エネファーム	30万円
暖房 給湯	上記の暖房及び給湯設備	→	太陽熱利用システム（自然循環型）	15万円
			太陽熱利用システム（強制循環型）	45万円
			地中熱利用システム	50万円

※補助上限は補助対象経費の1/2（地中熱利用システムのみ1/5）の金額となります。

②置き換える設備の要件（1/2）

導入設備	要 件
エアコン	① 寒冷地仕様のエアコンであり統一省エネラベルの評価が星3以上であること。 ※16畳用以上のエアコンに限っては星2.4（またはAPF6.2）以上であること。 ② 未使用品であること（中古品は対象外となります）。 ③ 撤去する設備と置き換える設備を使う場所が同じであること。 ④ 撤去する設備が置き換える設備と同等もしくはそれ以上の暖房能力であること。 
ヒートポンプ 温水暖房	① 空気熱源ヒートポンプと熱交換ユニットで構成される暖房システムであること。 ② 未使用品であること（中古品は対象外となります）。 ③ 撤去する設備と置き換える設備を使う場所が同じであること。
エコキュート	① 国が実施する「給湯省エネ事業」の補助対象製品として登録されていること。 ② 省エネ法上のトップランナー制度において、2025年度目標基準値以上の性能を備えた「エコキュート」であること。 ③ 未使用品であること（中古品は対象外となります）。
ハイブリッド給湯機	① 国が実施する「給湯省エネ事業」の補助対象製品として登録されていること。 ② 熱源設備として電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯タンクを持つ機器であること。 ③ 一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格（JGKAS A705）で、年間給湯効率が108%以上のものであること。 ④ 未使用品であること（中古品は対象外となります）。
エネファーム	① 国が実施する「給湯省エネ事業」の補助対象製品として登録されていること。 ② 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が公表する登録機器リストに登録されている製品であること。 ③ メーカー指定の環境条件に設置。 ④ 未使用品であること（中古品は対象外となります）。

国が実施する「給湯省エネ事業」の対象製品であるかは、こちらのサイトからご確認ください。



②置き換える設備に関する要件（2/2）

導入設備	要 件
太陽熱利用システム (自然循環型)	① 集熱器（集熱パネル）と蓄熱層（貯湯槽）の間を自然循環作用によって熱輸送を行うもの。 ② 一般社団法人ベターリビングが優良住宅部品（BL部品）として認定したもの。 ③ 未使用品であること（中古品は対象外となります）。
太陽熱利用システム (強制循環型)	① 集熱器（集熱パネル）と蓄熱層の間を強制循環によって熱輸送を行うもの。 ② 一般社団法人ベターリビングが優良住宅部品（BL部品）として認定したもの。 ③ 未使用品であること（中古品は対象外となります）。
地中熱利用システム	① 地中の熱（冷熱含む）を熱源として、ヒートポンプにより冷暖房または給湯に利用すること。 ② 未使用品であること（中古品は対象外となります）。

※仕様等の詳細については、販売店や施工事業者にご相談ください。

③買換え対象設備の撤去要件

設 備	要 件	必要な工事内容
FF式 石油ストーブ	本体が壁から取り外された状態であること。	給排気筒取外し 本体取外し 壁の穴埋め
石油ファンヒーター	本体を廃棄し、そのことが分かる書類又は写真を添付すること。 廃棄した本体が取付予定の暖房能力と同等、もしくはそれ以上の機能を有するものであること	—
石油式温水暖房	室外機（灯油ボイラー）が設備から取り外された状態であること。	温水管取外し 送油管取外し ボイラー撤去
石油給湯機	灯油ボイラーが設備から取り外された状態であること。	給湯管取外し 給水管取外し 送油管取外し ボイラー撤去

4.補助の対象となる方

対象者となる要件

以下のすべてに該当する個人

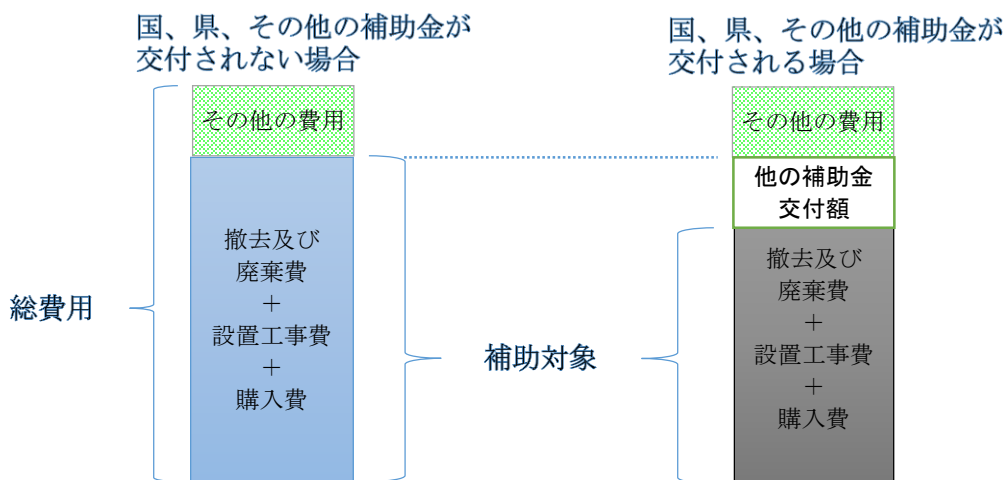
- ☐ 補助対象設備を設置する仙台市内の住宅にお住まいで、補助対象設備を所有している方
- ☐ 仙台市の市税を滞納していない方
- ☐ 暴力団等と関係を有していない方
- ☐ 同一年度内に申請を行っていない方
- ☐ 補助対象設備について仙台市が実施する他の補助金の交付決定を受けていない方

5.補助を行う費用

この補助金で対象とする費用は、以下の費用（全て税抜金額）に限ります。

- ①省エネ暖房・給湯設備の購入費用
- ②省エネ暖房・給湯設備の設置工事に係る費用
- ③既存設備の撤去費及び廃棄費用

ただし、国又は宮城県その他の団体から補助金が交付される場合は、その補助金の額を差し引いた額を補助対象とします。



※補助の対象とならない費用の例

諸経費、交通費、管理費、振込手数料、清掃費など

6.交付申請

下表の必要書類を郵送により環境局脱炭素政策課あて提出してください。

1～8は必須です。

	書類名	備考
1	補助金交付申請書	・様式第1号 ・余白に捨て印を押していれば、軽微な間違い等はこちらでの訂正が可能で、再提出の必要がありません。
2	補助額積算表	・様式第1号 別紙1
3	住民票	・申請される方本人の原本 ・交付申請日の3か月以内に発行されたもの ・マイナンバーが記載されていないもの ※ 住民票に記載されている住所と導入設備の設置場所は同じである必要があります。
4	工事請負契約書(または工事請書と注文書のセット)の写し	・申請者の氏名、住所、工事内容、工事着工日、押印等を確認できるもの
5	見積書等の写し	・申請者の氏名、住所、対象機器本体・設置部材費用、撤去費用・廃棄費用及び工事費用が分かる書類 ※ 内訳が分からないものは受付できません。
6	撤去予定設備の仕様が分かる書類	・撤去予定設備の説明書等でその設備の仕様が分かるページの写し等 ・(暖房の場合) 導入予定設備と同等もしくはそれ以上の能力であることが分かるもの ※ 仕様が分からないものは受付できません。
7	導入予定設備の仕様が分かる書類	・導入予定設備の説明書等で、その設備の仕様が分かるページの写し等
8	撤去前写真	・様式第1号 別紙2 ・撤去予定の設備の写真(設置場所を含め全体が写っているもの及び型番) ※ 写真が分かりにくい場合は受付できません
9	他の補助金の額が分かる書類の写し	※ 他の補助金を受給する場合のみ
10	市税の滞納がないことの証明書	・交付日が交付申請書の提出前30日以内のもの ・区役所、総合支所で交付を受けてください ・市税納付状況確認に同意した場合は不要
11	その他市長が必要と認める書類	※ 該当する場合のみ

撤去予定設備の仕様が分かる書類の例

・石油ストーブ・ファンヒーター等の場合

取扱説明書の仕様欄などで、「型番」「最大燃料消費量」「暖房出力」「暖房面積の目安」などが確認できる箇所の写しを提出してください。説明書がない場合はインターネットのページの印刷でも構いません。

仕 様

型番	ABC-1234
種類	気化式・強制通気形、強制対流形
点火方式	ヒーター点火
使用燃料	灯油
最大燃料消費量	6.6 6 kW (0.6 4 7 L/h)
暖房出力	6.6 6 kW (0.6 4 7 L/h)
タンク容量	9.0L
燃焼時間	20時間
暖房めやす	木造（戸建）28.0㎡（17畳まで） コンクリート（集合）39.5㎡（24畳まで）

・石油式温水暖房の場合

取扱説明書の仕様欄などで、「型番」「暖房出力」「時間当たりの燃料消費量」などが確認できる箇所の写しを提出してください。説明書がない場合はインターネットのページの印刷でも構いません。

室外機仕様

型番	KLM-456
暖房出力kW(kcal/h)	高11.6（10,000） 低5.60（4,810）
使用燃料	灯油
燃料消費量L/h	高1.38 低0.66

・石油給湯器の場合

取扱説明書の仕様欄などで、「型番」「給湯の燃料消費量」「時間当たりの燃料消費量」などが確認できる箇所の写しを提出してください。説明書がない場合はインターネットのページの印刷でも構いません。

仕 様	
型番	DEF-5678
種類	水道直結式（減圧弁、逃し弁内蔵）
点火方式	高圧放電式
使用燃料	灯油
燃料消費量	給湯側43.2kW（4.2L/h）
	風呂側17.5 k W（1.7L/ h）

導入予定設備の仕様が分かる書類の例

・寒冷地エアコンの場合

取扱説明書の仕様欄などで、「型番」「低温暖房能力」「目安の面積」「通年エネルギー消費効率」などが確認できる箇所の写しを提出してください。説明書がない場合はインターネットのページの印刷でも構いません。

仕 様		
型番	GH1J－345W	
電源（相/V）	単/200 室内電源	
暖房能力(kW)	5.0	
低温暖房能力(kW)	9.3	
面積の目安(m ²)	鉄筋アパート南向き	23
	木造南向き和室	18
通年エネルギー消費効率	7.1	

・エコキュートの場合

取扱説明書の仕様欄などで、「型番」「中間期標準消費電力」「冬期高温消費電力」などが確認できる箇所の写しを提出してください。説明書がない場合はインターネットのページの印刷でも構いません。

仕 様

ヒートポンプユニット

型番	ABAB-9876
種類	屋外専用
設置可能最低気温	-25℃
中間期標準消費電力	1.68kW
中間期標準運転電流	9.5A
冬期高温消費電力	2.5kW

・ハイブリッド給湯機の場合

取扱説明書のヒートポンプ部分の仕様欄などで、「型番」「中間期標準消費電力(加熱能力)」、「冬期高温消費電力(加熱能力)」などが確認できる箇所の写しを提出してください。説明書がない場合はインターネットのページの印刷でも構いません。

仕 様

ヒートポンプユニット

型番	CDCD-4321
種類	屋外専用
設置可能最低気温	-25℃
中間期標準消費電力	1.68kW
中間期標準運転電流	9.5A
冬期高温消費電力	2.5kW

・エネファームの場合

取扱説明書の燃料電池ユニット部分の仕様欄などで、「型番」「ガス消費量」「電力出力」などが確認できる箇所の写しを提出してください。説明書がない場合はインターネットのページの印刷でも構いません。

仕 様

燃料電池ユニット

型番	EFEF - GH7654
排気方式	強制排気方式
ガス消費量（定格発電時）	1.9kW
電気出力（定格出力）	0.7kW

7.交付決定

交付申請内容が補助要件を満たしている場合は**申請者本人宛て**(申請書に記載のお名前、ご住所)に交付決定通知書を送付します。

- ・交付決定は申請者本人のみへの送付となりますので、必要に応じて手続代行者へ交付決定通知があったことを連絡してください。

8.工事着手

交付決定の通知を受けた後に、工事に取りかかってください。なお、工事は置き換え前の設備の撤去や置き換える設備を設置することです。

- ・**交付決定前に工事に取りかかると、補助を受けられなくなります。**

9.変更・中止の手続き

交付決定の後に申請した内容の変更（申請よりも補助金額が減る、補助を受ける設備が変更になったなど）がある場合は、工事前に承認を得る必要があります。様式第4号に必要書類を添えて仙台市環境局脱炭素政策課宛てに提出してください。

変更した内容で変更承認が必要なのか不明な場合は、仙台市環境局脱炭素政策課までお問い合わせください。

【注意点】

- ・申請内容の変更により交付決定を受けた補助金の額が変わる場合は、変更承認が必要です。
- ・交付決定を受けた補助金の額は増額できません。

10.取り下げの手続き

申請を取り下げる場合は、様式第6号を仙台市環境脱炭素政策課宛てに提出してください。

1 1 .実績報告

工事完了後実績報告を行ってください。必要な書類は下表のとおりです。1～6は必須です。

	書類名	備考
1	実績報告書	・ 様式第7号
2	工事着工完了届出書	・ 工事請負契約書（又は工事請書）で工事着工日、完了日が確認できない場合のみ
3	新品を設置したことが分かる書類	・ 機器の保証書の写し、製品証明書 等 ※ 設備の取得日（引渡日）、対象設備、申請者の氏名が記載されていないものは受付できません
4	既存設備を廃棄したことが分かる書類	・ 産廃業者による引き取りの控えの写し、粗大ごみ申込み確認メールの写し及び粗大ごみ集積場に出したことが分かる写真など
5	設備設置前後の写真	・ 様式第7号別紙 1 ・ 設備設置前写真：交付申請時の写真と比較して設備を撤去状況が分かる写真 ・ 設備設置後写真：設置したことが分かる全体の写真（撤去前の設備と同一の空間であることが分かるもの）、設置設備写真及び型番の写真 ※ 写真が分かりにくい場合は受付できません
6	工事費用の支払いが確認できる書類	・ 領収書の写し、クレジットカードの使用明細書の写し 等 ※申請者の氏名が記載されているもの
7	見積書等の写し	※申請した時から金額が変わったときのみ
8	その他市長が必要と認める書類	※該当する場合のみ

既存設備を廃棄したことが分かる書類の例

- ・ 仙台市の粗大ごみ回収にインターネット経由で申し込んだ場合
以下の書類全てを提出してください。
 - ①申し込み確認のメールの写し
 - ②粗大ごみ処理手数料納付券の写し
(シールを剥がす前で、氏名又は受付番号が記入されており、日付が確認できるもの)
 - ③粗大ごみに出したことが分かる写真
(申請者の納付券が貼られていることが分かるもの)

メールの写し

今回、お申し込みいただきました粗大ごみの収集を受け付けました。↓

内容は下記の通りです。ご確認ください。↓

○受付日 : 2025/04/14 (月) ↓

○受付番号 : 05226 ↓

○氏名 : センダイ タロウ 様 ↓

○住所 : 仙台市青葉区二日町 6-12 ↓

○申し込み品目○ ↓

石油ストーブ 400 円 1 個 小計: 400 円 ↓

合計 : 400 円 ↓

粗大ごみ処理手数料納付券

粗大ごみ処理手数料納付券	
領収書 400 上記の金額を領収いたしました。 25.4.14 仙台市	粗大ごみ処理手数料納付券 400 センダイタロウ 又は05226 仙台市

氏名またはメール
に記載の受付番号
を記入

写真の一例



粗大ごみ処理手数料納付券	
400	センダイタロウ 又は05226
仙台市	

・ 仙台市の粗大ごみ回収に電話で申し込んだ場合

以下の書類全てを提出してください。

①粗大ごみ処理手数料納付券の写し

(シールを剥がす前で、氏名又は受付番号が記入されており、日付が確認できるもの)

②粗大ごみに出したことが分かる写真

(申請者の納付券が貼られていることが分かるもの)

写真の一例



粗大ごみ処理手数料納付券の写し

粗大ごみ処理手数料納付券	
領収書 400 上記の金額を領収いたしました。 25.4.14 仙台市	粗大ごみ処理手数料納付券 400 センダイタロウ 又は05226 仙台市

氏名または申し込みの際に伝えられた受付番号を記入

粗大ごみ処理手数料納付券	
400	センダイタロウ 又は05226
仙台市	

・ 産廃業者等へ引き取りを依頼した場合

今回処分する設備を業者が引き取ったことが分かる書類で、申請者の氏名と日付、処分した設備及び型番等が入ったものを提出してください。

書類の一例

領収証	
2025年4月2日	
▲▲設備工業 様	
金額	5,000円
但し、仙台太郎様の粗大ごみ(石油ボイラーLMN-567N)処分料金として	
〇〇産業株式会社 仙台市青葉区二日町xx-x TEL 022-214-XXXX	

氏名、日付、設備名及び型番を記入

1 2.補助金交付額の確定

実績報告書の内容が適正であるときは、補助金額確定通知書を申請者本人宛に送付します。

なお、補助対象事業の実施を確認するために、現地調査を行う場合があります。

1 3.補助金の請求

補助金交付額確定通知を受け取ったら、速やかに「補助金交付請求書」を郵送により、環境局脱炭素政策課宛に提出してください。

【注意点】

- ・補助金を振り込む口座は、申請者本人の名義である必要があります。
申請者以外の名義の口座には振り込むことができません。
- ・便宜上、実績報告書と同時に提出していただいても構いませんが、補助金額確定後の請求となりますので、指令番号や日付は空欄としてください。
- ・**請求金額**および**請求日**については**修正不可**となっておりますので、誤りがあった場合は再度提出していただく必要があります。

1 4.補助金の支払い

補助金交付請求書の内容が適正であるときは、請求書に記載された口座に、補助金を振り込みます。なお、請求書を提出してから補助金の振り込みまで2か月程度期間を要する場合があります。

【注意点】

- ・補助金の振込予定日や振込完了の連絡は行いません。適宜通帳等でのご確認をお願いします。
- ・特に年末と年度末は会計処理が集中するため、長めにお時間をいただく場合があります。

1 5.取得財産の管理・処分

この補助金により取得した設備を補助金の目的以外の用途（譲渡、交換、貸付など）に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。また、耐用年数の期間内に補助金により取得した設備を処分しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書（様式第12号）」を提出し、その承認を受けなければなりません。未承認のまま財産処分が行われた場合、仙台市は交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることがあります。また、取得財産等を処分することにより収入がある、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることを求めることがあります。

1 6.補助金交付後の協力

補助金を受け取った方に市が取り組んでいる脱炭素政策に関する広報および調査等への協力を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。